

富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟指定管理者募集要項

1 募集の概要

(1) 事業の名称

富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟運営事業

(2) 募集の目的

富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟は、資源循環利用及びエネルギー循環利用について一体的に学習する場として、循環型社会及び低炭素社会の形成に向けた市民の意識の向上を図るとともに、市民の交流及び健康増進に資する施設となることを目指している。

環境学習・環境啓発施設及び温浴施設の運営に長けた、専門的な知識を有する指定管理者による管理運営を実施し、民間事業者の持つ知識や工夫、運営のノウハウを活用することで、利用者のニーズに応えるとともに、安全、安心な公共施設となるよう、施設の運営について優れた提案を募集し、プロポーザル方式にて指定管理者を決定する。

2 施設の概要

(1) 名称・所在地

名 称	所在地
富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟	富士市 大淵 6 7 6 番地

(2) 施設規模

建築面積	3, 7 8 1 . 0 4 m ²
構造	鉄骨造 地上 1 階建
開設年月日	令和 2 年 1 0 月 1 日

(3) 開館時間・休館日

施設名	開館時間	休館日
修理再生施設	午前 9 時から 午後 5 時まで	月曜日 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
余热利用体験施設	午前 9 時から 午後 9 時まで	月曜日 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

3 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

4 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

5 指定管理料

予算上の債務負担行為設定額である289,320千円を上限とし、指定管理料を設定することとする。（期間全体、消費税及び地方消費税相当額を含む。）また、年度末において指定管理料に余剰金が発生した場合、原則として、その返還は求めないものとする。

6 事業者選定方法

指定管理者の選定は、「富士市都市基盤施設指定管理者選定評価委員会」（以下「選定委員会という。」）において書類審査及びプレゼンテーションを実施し、応募者の中から当該施設の設置目的を効果的に達成することができると認められる者を指定管理者の候補者として選定する。

7 担当課

富士市環境部新環境クリーンセンター

所在地 〒417-0801 富士市大淵676番地

富士市新環境クリーンセンター 工場棟4階

電 話 0545-35-0081

メール ka-clean@div.city.fuji.shizuoka.jp

8 応募資格

(1) 応募資格

- ・指定期間中、対象施設を安定的かつ安全円滑に管理運営できる法人又はその他の団体
なお、単独の団体で担えない場合、グループで応募することも可能とする。この場合、応募時に共同事業体を結成し、代表団体（他の団体は構成団体とします。）を定めること。

(2) 応募者の制限

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体等でないこと。
- ・地方自治法施行令第167条の4の規定に基づき、市の入札に参加できない団体等でないこと。
- ・市の指名停止措置を受けている団体等でないこと。

- ・会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てをしていないこと。
- ・市長又は市議会議員が代表者である団体等でないこと。（市が出資している法人を除く。）

(3) 財務基盤等の基準

本施設を指定管理期間中、安定的に運営管理することが可能な財務基盤が確保されていること。具体的には以下の基準を応募者の構成団体全てが満たしていること。

- ・経常利益が3期連続で赤字でないこと
- ・直近期が債務超過でないこと
- ・直近2年分の法人税や消費税等の税金の未納がないこと

9 今後のスケジュール

項 目	日 程	備 考
公表	令和7年 7月24日（木）	
指定管理者公募説明会 参加申込書	令和7年 7月24日（木）～ 令和7年 7月31日（木）	参加申込書については第3号様式参照
説明会	令和7年 8月 6日（水）～ 令和7年 8月 8日（金）	現地確認を含む
質問受付期間	令和7年 7月24日（木）～ 令和7年 8月15日（金）	質問書については第4号様式参照 質問・回答は、8月19日（火）までに富士市ウェブサイト公開
質問回答	令和7年 8月19日（火）	
応募書類受付期間	令和7年 8月19日（火）～ 令和7年 9月 4日（木）	最終日の午後5時までに環境部新環境クリーンセンター（新環境クリーンセンター工場棟4階）に持参により提出すること
審査の実施	令和7年 9月上旬～中旬	事業者によるプレゼンテーションを実施
結果通知	令和7年10月上旬	応募者に電子メールにて結果通知予定
議会の議決	令和7年11月予定	
協定の締結	令和8年 3月中	
業務開始	令和8年 4月 1日（水）	

10 応募方法

(1) 受付期間

令和7年 8月19日(火)～令和7年 9月 4日(木)まで。なお、受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

(2) 提出書類

No.	書類名称	内 容	様式
1	指定申請書		第5号様式
2	法人等概要書		第6号様式
3	グループ構成員表	グループで応募する場合のみ提出	第7号様式
4	共同事業体の構成に係る協定書	グループで応募する場合のみ提出	
5	委任状	グループで応募する場合のみ提出 (委任状は共同事業体の代表者に書類の作成、協定書の締結等に係る権限を委任する内容)	第8号様式
6	公共施設及び類似施設管理実績一覧		第9号様式
7	事業計画書	仕様書に掲げる事業内容に沿って作成すること	第10-1～16号様式
8	宣誓書	応募者に必要な資格や条件についての宣誓	第11号様式
9	定款、寄附行為、規約又はこれに代わる書類	最新のもの	—
10	登記事項証明書又は代表者の住民票の写し	証明書は応募申込前3か月以内に発行されたもの(原本を正本に、写しを副本に添付すること)	—
11	事業報告書、貸借対照表、損益計算書	直近3年間(事業開始から3年に満たない法人については、事業開始から直近までのもの) 公的機関からの補助金、融資、寄付等がある場合は過去3年間の内容	任意
12	直近2年分の税に未納がないことの証明書		—

※共同事業体を構成してグループで応募する場合には、上記3、4、5のほか、共同事業体を構成する法人等ごとに上記2、9、10、11、12を提出すること。

(3) 提出方法

富士市環境部新環境クリーンセンターまで提出書類を正本1部、副本12部を直接提出すること。

(4) その他

市が必要とする場合は、追加資料の提出等を求める場合がある。

11 選考方法

(1) 選考手順

市が設置する選定委員会において、応募者ごとに別紙1「富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟指定管理者候補者選定評価基準」に基づいて評価を行う。選考にあたっては最低基準を設け、最低基準を満たした者のうち、得点が上位の者から指定管理者の候補者を決定する。なお、応募者が1者の場合も選考を行う。

(2) プレゼンテーション実施日

令和7年9月上旬～中旬

時間、場所等の詳細については別途連絡する。

(3) プレゼンテーション出席者

3名以内とする。なお、施設管理者となる方は必ず出席すること。

(4) プレゼンテーション審査内容

30分以内のプレゼンテーションの後、提出書類の内容等に関する質疑応答（15分程度）を行う。なお、プレゼンテーション時にパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、事前に相談すること。

(5) その他

選定委員会での選考は非公開とする。

12 結果の公表

選考結果については、富士市ウェブサイトで公表するとともに、令和7年10月上旬にすべての応募者宛に電子メールで通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。

13 その他留意事項

(1) 応募者の失格

応募書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。

(2) 接触の禁止

選定委員会の委員、市職員並びに本件関係者に対して、本件応募についての接触を禁じる。接触の事実が認められた場合には失格となることがある。

(3) 重複応募の禁止

1 法人につき、応募は1件とする。複数の応募はできない。

(4) 応募内容の変更、追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は追加はできない。ただし、選定評価委員会が認めた場合はこの限りではない。

(5) 応募書類の取扱い

応募書類は、理由のいかんを問わず返却しない。

(6) 費用負担

応募に関して必要となる費用は応募者の負担とする。

(7) 提出書類の取扱い（著作権）

提出書類の著作権は、申請者に帰属するが、市長が必要と認める場合には、提出書類全部又は一部を無償で利用できるものとする。なお、事業計画書は、富士市情報公開条例の開示対象文書となるため、公表に際しては公開内容を当該応募者と協議の上、決定するものとする。

富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟指定管理者候補者選定評価基準

1. 評価基準の位置付け

富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟の指定管理者の指定を行うに当たり、施設を管理運営するのに最も適した候補者を選定するための基準を示したものである。

2. 基本的な考え方

- (1) 評価に当たっては、申請書類、プレゼンテーション等を基にして、設定された基準により採点する。
- (2) 下記の選定方法による選定を行った結果、選定対象となる応募者がいなくなる場合は、選定評価委員会で条件をつけた上で候補者として選定することができるものとする。

3. 選定方法

- (1) 委員ごとに選定評価シートにより採点を行い、委員全員の総合得点の合計が最も高い者を候補者に選定する。
- (2) 合計得点が同点の団体が複数あった場合は、同点の団体から委員の合議により候補者を選定する。
- (3) 委員全員の合計得点の平均が標準点（満点の60／100）未満の場合は、選定の対象から除く。

評 価 基 準

(1) 評価点（採点基準）

評 点	評 価
5	とても優れている
4	優れている
3	指定管理者としての標準には達している
2	やや問題がある
1	問題がある

(2) 評価項目と配点

評 価 項 目		配 点
■指定管理に係る基本方針		
事業への参加動機、意欲	公の指定管理施設の管理運営にあたっての参加動機と意欲、実績について	5 点
施設の特性や課題を踏まえた指定管理の取組方針	本施設の特性や施設運営の基本方針を踏まえた、指定管理の取組方針について	5 点
指定管理期間における目標及び達成に向けた考え方	指定管理期間における目標及び達成に向けた考え方について	5 点
■運営管理業務に関すること		
基本的な運営内容	基本的な運営内容について	5 点
利用者サービスの向上策	業務の実施にあたっての利用促進、利用者の利便性向上のための方法について	10 点
営業、PR 活動の方策	本施設の魅力を発信していくための PR 方法及び利用者の拡大のための方策について	5 点
自主事業等に係る提案事項	本施設の目的等を踏まえた自己資金で行う自主事業や、環境学習・環境啓発事業について	10 点
■維持管理業務に関すること		
施設の衛生管理の実施方法	利用者が快適かつ安全に施設を利用するための衛生管理、浴室におけるレジオネラ属菌等の発生防止に向けた取組みについて	10 点
施設の保守点検、維持修繕の実施方法	本施設の機能を適切に維持するための修繕、保守点検についての考え方及び具体的な方法や内容、頻度について	5 点
利用者の安全確保策	安全を確保するための日常点検や警備、巡回の方法等について	10 点
■収支に関すること		
支出について	必要経費や収入及び経費削減に向けた取組みについて	5 点
利用料金、自主事業による収入について	施設の利用料金設定に関する考え方及び自主事業による独自の収入確保策について	5 点
指定管理料について	指定管理料の設定や利用料金収入の還元に関する考え方について	5 点
■業務の実施体制に関すること		
長期間安定的な管理運営のための組織体系及び人員体制	業務を遂行する人的基盤や財政基盤等について	5 点
人材育成の考え方	職員の資質向上を目指すために行っている方策や考え方について	5 点
リスクマネジメントの考え方	災害や事故発生時に利用者の安全を確保するための方策について	5 点
合 計		100 点